

## 室戸市国民健康保険税、産前産後期間の減額制度のお知らせ

令和6年1月1日から出産する予定又は出産した国民健康保険税納税義務者又は被保険者がいる世帯の一定期間の国民健康保険税が減額されます。

施行日	令和6年1月1日
対象	出産する予定又は出産した国民健康保険税納税義務者又は被保険者がいる世帯 * 令和5年11月、12月に出産の日が属する場合には減額対象となる期間があります。
減額期間	単胎妊娠の場合 出産(予定)月の前月から、出産(予定)月の翌々月までの4か月
	多胎妊娠の場合 出産(予定)月の3か月前から、出産(予定)月の翌々月までの6か月
減額内容	出産する予定又は出産した被保険者の所得割額及び均等割額 * 既に限度額に達している場合は、減額にならない場合があります。

母子手帳や医療機関が発行した証明書など、出産予定日が確認できる書類をお持ちのうえ、市民課保険年金班または各出張所で届出してください。

- \* 出産予定日の6ヵ月前から届け出ることができます。
- \* 出産後に届け出ること可能です。
- \* 出産とは、妊娠85日(4ヵ月)以上の出産をいいます。死産・流産・早産された方も含みます。

### 令和5年度国民健康保険税に係る免除期間について

当制度が令和6年1月より施行されることから、令和5年度国民健康保険税においては、免除期間のうち令和6年1月以降の月分のみが免除対象となります。

#### 〈例〉減額対象期間

##### 単胎妊娠の場合

R5.11月 出産	R5.12月	R6.1月	R6.2月				1月分が減額対象
R5.11月	R5.12月 出産(予定)	R6.1月	R6.2月	R6.3月			1～2月が減額対象
	R5.12月	R6.1月 出産(予定)	R6.2月	R6.3月	R6.4月		1～3月が減額対象
	R5.12月	R6.1月	R6.2月 出産(予定)	R6.3月	R6.4月	R6.5月	1～4月が減額対象
		R6.1月	R6.2月	R6.3月 出産(予定)	R6.4月	R6.5月	2～5月が減額対象

【お問い合わせ先】市民課 保険年金班 22-5133、税務課 市民税班 22-5127